

「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業 事務フロー

○令和3年3月上旬～下旬

各学校より応募申請書提出

選考委員会の結果通知（3／29付け）

協議会において、各学校の担当窓口となる南会津郡の団体（宿泊先、旅行会社等）を選定（またはすでに学校が旅行手配を行っている旅行会社を担当窓口とする）

○令和2年3月29日～

助成事業の交付要綱および案内を、事務局から助成金対象予定校へ順次案内文書を送付し、株式会社みなみあいつのWEBサイトより交付要綱および様式をダウンロードしていただくよう案内。

☆ここからが今後の動き

学校においては、具体的なスケジュール調整、事業内容の確定、費用の積算等について、担当窓口の団体または旅行会社と調整を行ってください。

学校に対し、事業実施の1カ月前までに一度も連絡が無い場合は、助成手続き業務委託先まで御連絡ください。

（連絡先：株式会社みなみあいつ 0241-62-2250）

◎福島県外の学校のみ

福島県教育旅行復興事業（バス代補助）を利用するためには本事業とは別に申請を行ってください。申請については福島県観光交流課（予定）が窓口となりますので、各自ご確認のうえ対応願います。（4月以降の予定。問い合わせ・申請先が確定いたしましたら連絡いたします。）

○実施日の10日前まで

第1号様式 助成金交付申請書 提出先：助成手続き業務（株式会社みなみあいつ）

添付書類：① 旅行行程書（人数、宿泊先、自然環境学習を行う場所や時間が分かる資料）

② 旅行代金の内訳書（見積書または各経費の詳細が分かる資料）

※バスの借上げ手配業務は行っていません（学校か旅行会社においてご対応ください）。

◆事務局にて審査後、**第2号様式 交付決定通知書**を学校長宛てに郵送。

○申請した内容に変更、中止、取下げの事由が生じたとき（速やかに）

第3号様式 助成金交付変更（中止・取下げ）承認申請書 提出先：助成手続き業務（株式会社みなみあいつ）

★ただし、以下の軽微な変更の場合は、手続き不要

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額、または補助金交付申請額の変更を伴わない増額
- (2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更

◆事務局にて内容確認後、**第2号様式（変更）交付決定通知書**を学校長宛てに郵送。

○実施日当日

予め実績報告に必要な生徒の感想・レポート等の実施状況が確認できる写真の提出準備願います。

○実施日より30日以内

第4号様式 実績報告書 提出先：助成手続き業務（株式会社みなみあいづ）

添付書類：①支払い明細の分かる領収書や請求明細書の写しなど、支出額の詳細が確認できる資料

②生徒の感想、グループでまとめたレポート等（代表1名分または1グループ分を選出）

③実施状況が確認できる写真（A4用紙へのプリントで可）

④第4号様式 別紙（アンケート）

※感想文等には、郡内で実施した「自然環境学習等の活動」に関する内容を含めてください。

部数：2部（1部は写しで可）

◆事務局にて助成金の金額を確定し、各学校に通知（助成金の額の確定について）。

第5号様式「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業助成金の額の確定について（通知）

○助成金の金額確定後、速やかに

第6号様式 助成金交付請求書 提出先：助成手続き業務（株式会社みなみあいづ）

添付書類：振込先の通帳の写し（学校口座、または委任を受けた旅行会社）

◆事務局にて内容確認後、**所定の口座に助成金**を振り込む。

◎手続き完了

「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業
よくある質問

2021. 3. 29 現在

Q 1 : 要綱に基づく交付申請に当たり、当面やらなければならないことは

A 1 : 学校においては、まず、次の事項について対応願います。

- ① 旅行行程書（人数、宿泊先、自然環境学習等の活動の時間や場所など）の確定
- ② 旅行代金の確定
- ③ 自然環境学習等の活動の内容の確定

→これらの内容を確定させ、事業実施の10日前までに交付申請書を提出する必要があります(1カ月前を目途に提出願います)。

Q 2 : 何から始めればよいのか

A 2 : 助成事業の実施主体である南会津着地型観光推進協議会において、学校ごとに担当窓口となる団体（南会津郡内の宿泊施設や旅行事業者、または手配を行う旅行会社）と上記A1の事項について協議・調整を行ってください。

Q 3 : 各種手配等を旅行会社に任せている場合は

A 3 : 申請手続き等を旅行会社が代理で行うことができます。手配をしている旅行会社にご相談ください。ただし、各提出書類の中には、学校印が必要なものがございますので、その際にご対応ください。

Q 4 : 旅行会社を介していない場合に学校がやるべきことは

A 4 : 宿泊、バス、自然環境学習及びガイド、自然環境学習活動などの手配を自ら行う必要があります。

ご不明な点がありましたら、現地の担当窓口団体か助成事業の申請窓口である株式会社みなみあいづ（TEL:0241-62-2250）にご相談ください。

Q 5 : 引率者の考え方について

A 5 : 本事業は学校の教育課程において実施することが前提となっているため、教師が引率者となります。

Q 6 : 引率者の宿泊費は助成されないのか

A 6 : 助成はありません。

Q 7 : 弁当代について

A 7 : 弁当代は補助対象外ですので、学校においてご負担願います。

Q 8 : 事前学習について

A 8 : 宿泊費等助成金を充てることができます。

Q 9 : 違約金について

A 9 : 旅行手配等のキャンセルや人数変更に伴い生じた違約金等については、助成対象となりません（ただし、台風など天災等によるやむを得ない場合は助成対象とします）。

なお、南会津郡は訪れたものの、急激な悪天候などによりガイドの判断で自然環境学習等の活動を中止した場合に限り助成対象とします。

Q10 : 助成金を旅行会社に支払うことは可能か

A10 : 学校名義の口座への振り込みが原則ですが、第 5 号様式の委任欄への記載があった場合に限り、委任を受けた者に支払います（事務局における支払い事務の迅速化・効率化の観点も踏まえ、助成金の支払先は 1 者限りいたします）。

なお、委任欄は全て委任者が記載して提出してください。

Q11 : 交付申請時に必ず提出しなければならない書類は何か

A11 : 以下の書類を全て提出してください。（指定様式以外は任意様式で可）

- ・ 第 1 号様式（助成金交付申請書）
- ・ 旅行行程書
- ・ 旅行代金内訳書（見積書）※

※書類には必ず当助成金を利用する旨を記載すること

Q12: 我が校は福島県外の学校だが、3月に助成金応募申請書を提出した際、借上バス代助成金の欄に含まれる「福島県教育旅行復興事業助成額」について、そちらの手続きは今後どのように行うのか

A12: 令和3年度「福島県教育旅行復興事業」については、前年同様に事業継続が予定されており、4月1日より福島県観光交流課のWEBサイトに申請書等の様式が掲載される予定です。

本事業とは別に申請が必要ですので、WEBサイトの内容をよくご覧いただき、申請書を作成してください（申請窓口も別です）。

また、福島県教育旅行復興事業のチラシには、「実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります」と記載されておりますので、忘れず速やかに申請してください。

Q13: 福島県教育旅行復興事業の申請に当たっては、他の補助制度等も受ける場合、その補助事業の申請書の写しを添付することとされている。「おいでよ！南会津。」教育旅行誘致促進事業を添付すればよいのか

A13: 2月に提出いただいた第1号様式（助成金応募申請書）、3月23日付けで南会津着地型観光推進協議会から発出された選考結果通知（いずれも写し）を添付して申請してください。

上記のほか、ご不明な点がございましたら受付事務担当までお問い合わせください。ご質問が複数の場合は、メールでお問い合わせいただけますと、より正確な情報をお伝えできますので、ご協力をお願いいたします。

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字後町甲3973-1

南会津着地型観光推進協議会 助成手続き業務委託先

受付事務担当：株式会社みなみあいづ 湯田、小原、児山

TEL 0241-62-2250

FAX 0241-62-7788

メール plan@minamiyama2.info